

## 重要事項説明書（居宅療養管理）

あなたに対する居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第91条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	やまな内科整形外科
主たる事務所の所在地	倉敷市児島下の町10-2-12
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 行廣成史
設立年月日	平成8年1月1日
電話番号	086- 472- 3012
ホームページアドレス	<a href="https://yamanahp.or.jp">https://yamanahp.or.jp</a>

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	医療法人社団百子会やまな内科整形外科
指定番号	岡山県3310213099号
所在地	倉敷市児島下の町10-2-12
開設年月日	平成26年8月1日
電話番号	086- 472- 3012
管理者の氏名	理事長 行廣成史
サービス提供地域	倉敷市児島地域内
実施している その他の事業	

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>やまな内科整形外科が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当院の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。</p> <p>②. 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がある能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。</p> <p>③. 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p>
運営の方針	<p>居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>

#### 4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
医師	2人以上	常勤2名以上、非常勤3名以上 昼勤（午前9時～午後6時）2名以上
管理栄養士	1人	非常勤1名 昼勤（午前9時～午後12時30分）

#### 5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9時～18時

#### 6. 提供するサービス内容

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

#### 7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割または2割が自己負担）
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）
- (3) その他の費用  
があります。

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス  
居宅療養管理指導費として

- ・ 在宅時医学総合管理料算定の場合  
1回当たり299単位（円）（月2回まで）1割負担の方

- (2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス  
利用料は利用者の全額自己負担となります。

- (3) その他費用

上記の他、交通費を実費徴収する場合には、その旨を記載する。

- (4) キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出があった場合      無料  
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合      自己負担相当額

- (5) 支払方法

毎月1日から前月分の請求をいたしますので、当月末までに支払いをお願いいたします。支払いの際は、やまな内科整形外科、窓口までご持参いただきますか、医師が居宅を訪問した際に受領いたします。口座振替やカードによる支払いを希望される方は事前にお申し出ください。

#### 8. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前10時～午後4時
		土日	午前10時～午後12時
	ご利用方法	電話	086- 472- 3012
		面接	場所 やまな内科整形外科

倉敷市役所 介護保険課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 086- 426- 3343
国民健康保険団体 連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 086- 223- 9101

## 9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	山本 桂三
	所属医療機関の名称	医療法人社団百子会やまな内科整形外科
	所在地	倉敷市児島下の町10-2-12
	電話番号	086- 472- 3012
緊急連絡先	氏名	行廣成史
	住所	倉敷市児島下の町10-2-12
	電話番号	086- 472- 3012

## 10. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時の対応マニュアルに添って、事故の状況及び事故の際に採った処置の内容を記録します。

### 11. 成年後見人制度の活用

適正な契約手続等を行うために成年後見人制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者様に紹介する等関係機関と連携します。

### 12. サービスの質の評価

自ら又は第三者による評価を行い、その改善を図るようにします

### 13. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 加入保険会社名 損害保険ジャパン株式会社
- ・ 保険の内容 岡山県医師会医師賠償責任保険

### 14. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

### 15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者 理事長 行廣成史